

農地法第4条・第5条の許可申請必要書類一覧

書類名等	部数	確認事項
申請受付期間確認		各月1日～10日(期間超過は次月総会案件) ※10日が閉庁日の場合は、その前の開庁日(平日)が提出〆切。ただし、事務処理の関係上、12月は提出〆切を早めさせていただきます。
権利関係確認		利用権などの設定確認(農業委員会)
地域計画(R7年4月～)		地域計画に位置づけられているか否か、農業振興地域の農振農用地に該当するか否か(経済課農林水産振興係で確認してください。) ※地域計画に位置づけられている場合、農振農用地に該当する場合は、農地転用の申請をすることができません。一部用途を除く。
農業振興地域		
農地法第4・5条許可申請書	4条3部 5条4部	「転用により周囲に被害のないよう赤土流出防止・排水等対策をすること、万が一被害が生じた場合は責任を持つこと」について文言確認。転用に係る農地の転用は、転用事業の内容、敷地の形状、建物の配置、利用の形態等から必要最小限の面積であること。
土地の登記事項証明書(法務局で取得)	★2部	全部事項証明書。相続未登記の場合は、相続系譜図又は法定相続情報一覧図、戸籍謄本(土地所有者の出生から死亡までのもの。土地所有者と相続人との関係がわかるもの)、遺産分割協議書又は相続放棄書が必要。
土地の公図(法務局で取得)	★2部	申請地番の公図。※隣接地番では不可。申請地番○囲み。
申請地を示す位置図	2部	申請地の位置が確認できる地図 ※縮尺入り
申請地の位置を朱線により特定した図面(公図、配置図等)、求積図又は測量図等	★2部	土地の一部を転用する場合。 所有権移転、権利設定で分筆や地目変更等の登記手続きが生じる場合は地積測量図を提出(土地家屋調査士作成)。地積測量図によらず申請する場合は「内面積申請確認書」を提出すること。
施設等の設計図、配置図	★2部	建物の建築面積及び施設敷地(住宅、資材置場、駐車場等)の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面及び配置図。用排水施設(浄化槽等)等図示すること。
資金計画書	2部	様式第5号の4
資金調達確認資料	★2部	通帳の写し、残高証明書、融資を受けられることを証する書面等(仮審査申込結果通知書、事前審査通知書等)※金融機関への「相談証明書」のみでは不可。 金融機関以外の個人・法人から資金を拠出してもらう場合は、「資金拠出の確認書」を提出。
戸籍附票又は住民票抄本	★2部	登記簿所有者の住所と現住所が異なる場合、現住所までのつながりの確認が必要。
代替地検討書	★2部	様式第5の14。申請地で計画する前に他の土地を検討したか。検討地は原則申請地と同じ字内で田・畠以外、同規模の面積で検討し、検討した結果、事業目的を達成することができないと認められるか否か。
検討地を示す位置図	★2部	検討地の位置が確認できる地図
定款又は法人の登記事項証明	★2部	申請者が法人の場合。現在事項又は履歴事項全部証明書。定款の場合は原本証明入り。
事業計画書(様式第5号の5)	2部	資材置場・駐車場(収支内訳表)・倉庫等が実現可能な計画か否か。※宿泊施設の場合も提出。
太陽光システム		・経済産業省太陽光発電設備に係る設備認定通知書 ・沖縄電力へ電気使用申込書 ・沖縄電力より電気供給のお知らせ ・沖縄電力へ自家用発電設備等の連携に関する申し込み ・設置業者より予想発電シミュレーション、太陽光発電設備製品詳細、太陽光発電設備配置図 ・誓約書
転入計画書	2部	他市町村から転入予定の申請者
土地改良区の意見書	★2部	申請地が土地改良区の場合
他法令の許可書の写し ※許可書がない場合、申請書・届出書(收受印あり)の写し	2部	森林法、自然公園法、墓地・埋葬法、村景観条例、県土保全条例、県赤土等流出防止条例等、申請地に該当する場合。 ※県土保全条例(3,000m ² 以上)、県赤土等流出防止条例(1,000m ² 以上)について、対象外の場合は「対象外確認書」を提出。
委任状	★2部	様式第5号の15。代理人が申請する場合(代理は行政書士又は親族)
その他参考となる書面	★2部	隣接地主の承諾書(トラブル防止のため、隣接者へ説明を行い承諾を得るようお願いします。畠以外を含む。)

※★の表示された書類は、1部原本、1部コピー

※他法令(条例含む)の許可(届出含む)の見込みがない場合、農地法の許可を得ることができません。

※必要に応じてその他の書類を求める場合があります。

※地域から公民館へもあいさつしてほしいと要望がありますので、ご対応をお願いします。